

別表（第3条関係）

交付対象事業	交付対象施設・要件	交付額
光熱費支援事業	1 光熱費高騰の影響を受けている下記の医療機関等であること。 ア 病院、有床診療所（医科・歯科） イ 無床診療所（医科・歯科）、薬局、施術所（柔道整復・あん摩・はり・きゅう）、助産所、歯科技工所 ※公立の医療機関等は除く	ア 20,000 円／床 （下限 37,000 円／施設） ※病床数は、令和 8 年 4 月 1 日時点の許可病床から、令和 7 年 4 月 1 日から 1 年間一度も入院患者を収容しなかった病床を除いた数を基準とする。
	2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 9 条の 3 に基づき、出張のみの届出を行っている施術所は、対象外とする。	
	3 同一開設者が同一敷地内で、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所と柔道整復師法に基づく施術所を開設している場合は、同一の施設とみなす。	イ 37,000 円／施設